

殿ダム交流館の指定緊急避難場所指定に係る協議結果について

(国府地域振興会議資料)

【指定に係る協議結果】

- ・殿ダム交流館は、大雨時の「警戒レベル3」以上場合、周辺道路斜面の崩落等により孤立するのリスクが想定される。
- ・高齢者や障害がいのある方は、「警戒レベル3」時点で中河原より奥の方は袋川下流域への避難が望ましい。

指定緊急避難場所とは

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに、一時的に避難して身の安全を確保するための緊急避難場所のうち、「洪水・土砂災害・地震・津波・大規模な火災」の災害の種類ごとに、市があらかじめ指定する施設又は場所

《指定緊急避難場所の指定基準》

| 共通基準 | | 公共施設又は場所 場所は、概ね1,000m ² 以上の避難有効面積を有する |
|----------|--------|--|
| 災種類ごとの基準 | 洪水 | 河川の洪水浸水想定区域外にある施設及び洪水浸水想定区域内の施設にあっては安全な構造等で想定される水位の高さ以上に避難スペースがあるなど垂直避難が可能な施設又は場所 ※浸水想定が行われている河川は次のとおり 国管理:千代川、袋川、八東川(国管理区間) 県管理:野坂川、大路川、八東川(県管理区間)、塩見川、河内川、勝部川、日置川 |
| | 土砂災害 | 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域外にある施設及び場所 土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所外にある施設及び場所 |
| | 地震 | 屋内施設については、耐震基準を満たしている施設 |
| | 津波 | 鳥取県津波対策検討委員会が公表している津波浸水想定区域外にある施設及び場所 屋内施設については、耐震基準を満たしている施設 |
| | 大規模な火災 | 屋外スペースについては、10,000平方メートル以上の避難有効面積を有する場所で、比較的人口密度が高い地域又は都市機能が複雑な地域 屋内施設については、指定しない |

指定避難所とは

自宅が被災して帰宅できない場合などに、被災者が一定期間宿泊・滞在する避難所のうち、市があらかじめ指定する施設

《指定避難所の指定基準》

次の基準をすべて満たす施設

- 指定緊急避難場所のうち屋内施設で、指定緊急避難場所の指定基準をすべて満たす施設
※避難所は災害発生当初から開設するものではなく、災害の状況を考慮した上で、開設することとしている。
- 概ね250人以上の避難者を収容可能な施設
※収容人数は、避難有効面積を1人あたり概ね2平方メートルで算定

